

平成26年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 平成26年3月7日

散 会 平成26年3月7日

仁 木 町 議 会

平成26年第1回仁木町議会定例会(1日目)議事日程

- ◆日 時 平成26年3月7日(金曜日)午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場
-

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 議案第1号 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)
日程第7 議案第2号 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第8 議案第3号 平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第9 執行方針 平成26年度仁木町町政執行方針
平成26年度仁木町教育行政執行方針

平成26年第1回仁木町議会定例会(1日目)会議録

開 会 平成26年3月7日 午前 9時30分

散 会 平成26年3月7日 午後 0時30分

 議 長 山 下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員(9名)

1 番	野 崎 明 廣	2 番	住 吉 英 子	3 番	嶋 田 茂
4 番	宮 本 幹 夫	5 番	大 野 雅 義	6 番	林 正 一
7 番	上 村 智 恵 子	8 番	横 関 一 雄	9 番	山 下 敏 二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 長	角 谷 義 幸
総 務 課 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	嶋 井 康 夫
財 政 課 長	岩 佐 弘 樹	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
会 計 管 理 者	鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(川 北 享)
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
住 民 課 長	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(岩 井 秋 男)
ほ け ん 課 長	泉 谷 享	監 査 委 員	中 西 勇
農 政 課 長	川 北 享		
建 設 課 長	林 典 克		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	浜 野 崇
議 事 係 主 任	松 岡 亜 希

開 会 午前 9時30分

○議長(山下敏二)おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から平成26年第1回仁木町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(山下敏二)日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・野崎君及び2番・住吉君を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長(山下敏二)日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長(上村智恵子)議長。

○議長(山下敏二)上村委員長。

○議会運営委員長(上村智恵子)皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る2月28日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、議案15件、諮問1件、意見書7件、陳情2件の合計25件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、4人から6件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。はじめに定例会1日目、日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第8、補正予算につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第9、執行方針、平成26年度仁木町町政執行方針、平成26年度仁木町教育行政執行方針でございます。1日目はここまでとし、散会といたします。

次に、定例会2日目、日程第10、一般質問につきましては、通告順に従って、住吉議員1件、野崎議員1件、嶋田議員2件、上村議員2件の順でございます。日程第11から第14、平成26年度各会計予算につきましては、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。名称につきましては、平成26年度各会計予算特別委員会。委員数は、議長を除く全議員8名でございます。日程第15の条例制定、日程第16の指定管理者につきましては、予算に係る議案のため、それぞれ平成26年度各会計予算特別委員会に付託し審査いたします。2日目はここまでとし、散会といたします。

平成26年度各会計予算特別委員会の日程案について申し上げます。1日目・3月10日は、正副委員長の互選を行います。2日目・3月11日は、付託議案の説明を行います。3日目・3月13日、4日目・3月17日、5日目・3月18日は、付託議案の質疑を行います。6日目・3月19日は、付託議案の質疑及び討論・

採決を行います。

続いて定例会3日目、日程第17から第18の条例改正につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第19から第21の規約変更につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第22の計画変更につきましては、即決審議でお願いいたします。日程第23の諮問につきましては、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第24から第30の意見書につきましては、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第31から第32の陳情につきましては、仁木町議会会議規則第91条第1項及び第94条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたします。日程第33、委員会の閉会中の継続審査、日程第34、委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

次に、会期について申し上げます。平成26年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日3月7日金曜日。会期は、開会が3月7日金曜日、閉会が3月24日月曜日の18日間といたします。なお、3月8日、9日及び11日から23日まで休会といたします。

最後に、その他の事項として、本日3月7日金曜日の昼食時に学校給食試食会を実施いたします。内容はお手元に配布のとおりでございます。また、当面する行事予定につきましては、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長(山下敏二) 委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二) 「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長(山下敏二) 日程第3 『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日3月7日から3月24日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二) 「ご異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日3月7日から3月24日までの18日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、3月8日、9日及び11日から23日までの計15日間、休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二) 「ご異議なし」と認めます。したがって、3月8日、9日及び11日から23日までの計15日間、休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長(山下敏二) 日程第4 『諸般の報告』を行います。

最初に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。

監査委員から平成25年度第11回及び第12回の例月出納検査報告書並びに、平成25年度第2回定例監査報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりであります。定例監査報告については、後程この諸般の報告の中で、中西代表監査委員からその監査結果について報告いただくことになっております。続いて、平成26年第1回臨時会以降の議長の活動報告についてを印刷し、配布しております。

2月17日の総務経済常任委員会付託案件審査並びに所管事務調査と閉会中の議会活動、各委員の皆さん大変お疲れ様でした。

2月25日には、後志町村議会議長会の定期総会が洞爺湖万世閣で開催され、出席してまいりました。定期総会では、平成26年度の重要計画などを審議し、北海道町村議会議長会への後志からの提案事項として、高速交通ネットワークの早期整備、北海道横断自動車道の黒松内・小樽間の早期整備を要望することで決定してまいりました。また、定期総会の後には、後志総合振興局長 宮川秀明氏から「北海道新幹線の開業と後志地域」と題して、北海道新幹線開業による後志地域におけるメリットや経済効果などについて、講話を拝聴してまいりました。なお、私の活動報告については、議会事務局へ復命書を提出してありますので、後程ご高覧いただきたいと思います。

それでは、中西代表監査委員から、平成25年度第2回定例監査の結果についてをご報告いただきます。

○代表監査委員(中西 勇)議長。

○議長(山下敏二)中西代表監査委員。

○代表監査委員(中西 勇)改めまして、おはようございます。それでは、只今から平成25年度第2回定例監査結果についての概要について、報告をさせていただきます。

まず、第1でございます。諸般の報告の8ページからということになっております。監査の実施日でございます。平成26年の2月4日から6日までの3日間でございます。

次に、2番目でございます。監査の対象についてでございます。指定管理者制度における管理運営状況についてでございます。3番目の監査方法につきましては、従前と同様に行っております。次に、4番目でございます。監査の区分でございます。監査の結果につきましては、是正改善又は検討を要することとした事項を次により、指摘事項、指導事項及び検討事項に区分をいたしております。

まず、(1)の指摘事項でございます。(ア)といたしまして、法令・条例・規則又は通達に違反しているものがないかどうかでございます。次に(イ)でございます。予算を目的外に支出しているものはないか。(ウ)でございます。経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するものでございます。次、(エ)でございます。事業の管理運営に改善を要するものはないかということでございます。これらの事項を4項目でございますが、指摘事項ということにしております。次、(2)でございます。指導事項でございます。これにつきましては、指摘事項に該当するものうち軽易と認められるものについて、指導事項といたしております。次に(3)でございます。検討事項でございます。まず(ア)でございますが、改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるもので、その改善について検討を要するものでございます。次に(イ)でございますが、事務事業の改善により経済性、効率性、有効性が図られるため、検討を要するものでございます。以上、3つの区分で監査を実施いたしております。

9ページでございます。第2でございます。監査の内容、指定管理者制度における管理運営状況ということでございます。まず、(1)監査の目的でございます。町が所有する公の施設の管理運営につきましては、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、民間事業者のノウハウを活用するため、指定管理者制度を導入して管理運営を行っております。本定例監査では、指定管理者制度における施設の管理

運営について町が示す管理仕様書、指定管理者の計画する業務内容を確認するとともに、業務報告の確認、関係書類の管理が適切に行われているか監査を実施したところでございます。(2)でございます。指定管理者制度の概要についてでございます。仁木町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び施行規則に基づき、指定管理者を指定し、施設の管理運営が行われております。指定管理者による管理運営までの流れにつきましては、公募・申請・選定・指定・協定・管理運営でございます。申請書類を総合的に、審査選定し、議会の議決を経て、指定管理者を決定し、管理運営が行われております。(3)でございます。指定管理者制度における管理運営状況に関する監査の概要でございますが、この下の表の欄で示しております12施設でございますが、1表に表しておりますので、後程ご高覧賜りたいと存じます。本定例監査では、業務計画書に基づく事業の実施状況、保険の加入状況を記載した調査票、町が示す仕様書、指定管理者から提出される業務計画書の提出を求め、所管する関係課からの聞き取りを行い、管理運営状況について、監査を行ったところでございます。

次に、最後になります。11ページでございます。第3でございます。監査の結果、指定管理者制度における管理運営状況についてということで、指摘事項に該当するものはございませんでした。

次に、指導事項でございます。まず、1点目でございます。仁木町防災計画により避難所及び一時避難場所に指定されている施設にあっては、災害時における対応等について、町と指定管理者が協議を行い、仕様書等に明記しておく必要があるのではないかというふうに考えております。

次に、検討事項でございます。仁木町の条例に規定されていない利用料等の徴収について、指定管理者制度の趣旨から利用者の利便性を考慮し、指定管理者の申請により、自主事業として事業を実施することは可能とされておりますが、町の施設を利用し、料金を徴収しているのであれば、条例に規定するなど、利用料金算出における明確な基準が必要と考えられます。本件監査にあたりまして、指摘事項、指導事項、検討事項の区分には該当しておりませんが、次のとおり意見を添えさせていただきます。まず、1点目でございます。業務計画書に基づく、事業実施状況につきましては、現段階というふうに述べておりますが、これは、監査の実施日現在のことでございます。未実施の事業がございます。一定期間ごとに、事業の進捗状況等を確認する必要があると考えられます。次に、2点目でございます。損害賠償保険は町が加入している総合賠償補償保険と指定管理者が加入している損害賠償保険の補償内容が重複している部分がございます。また、施設の規模や利用形態に応じた適切な補償内容とすることが必要となるため、引き続き補償内容等について、検証を行う必要があるというふうに思っております。3点目でございます。管理備品が消耗品的要素の物品も多く含まれているため、数量が膨大になっていることから、再度管理備品の精査を行う必要があるというふうに存じます。次に、4点目でございます。事業報告書及び収支決算書につきましては、提出された資料のみの検査を行うだけでなく、事業実施による効果や事業の遂行状況の確認、収支決算における領収書等の確認なども行う必要があるのではないかというふうに存じます。以上を申し上げまして、平成25年度第2回定例監査結果の報告とさせていただきます。

○議長(山下敏二)中西代表監査委員並びに宮本監査委員、何かとお忙しい中での定例監査、大変ご苦勞様でした。佐藤町長には、只今の監査報告における指摘・指導・検討事項等を十分に精査されまして、種々改善されますことを議長としても求めておきます。

さて、今定例会には平成26年度の一般会計予算をはじめ、3特別会計の予算、更には、条例制定、指定管理者の指定などが上程されております。議員各位ご承知のとおり、予算はこの1年間の収入と支出の見積もりであると同時に、住民に対してどれほどの租税公課等の義務を付することになるのか、また、どれ

だけの行政サービスを行うのかを決めるものであります。議員各位に、今定例会での活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長(山下敏二) 日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長(佐藤聖一郎) 議長。

○議長(山下敏二) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 皆さん、おはようございます。

平成26年第1回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日ここに平成26年第1回仁木町議会定例会を開催いたしましたところ、山下議長、横関副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、高木教育委員長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

3月に入り、春の訪れが待ち遠しい季節であります。変わらず厳しい寒さが続いております。これから、様々な行事が控えておられます皆様におかれましては、何かとご多忙な日々が続いておられると思いますが、ご健勝のこととお喜び申し上げます。先月2014年ソチ冬季オリンピックが終わりましたが、多くの国民が、選手の戦う姿に感動したのではないのでしょうか。特にスキージャンプで銀メダルを獲得しました葛西紀明選手の出場7回目でようやく手にしたメダルを掲げる姿は我々に感動だけではなく、勇気を与えてくれました。何事にも諦めずに前に向かう姿勢は我々も見習っていかなければなりません。今年、本町は町制施行50周年という大きな節目の年を迎えます。昭和54年、この地で開拓を始めてから100年を迎えた年に、開基100年記念の式典において、当時の岡町長は「農業の町には驚くような華やかな展開はないかもしれない。しかし堅実な歩み一步の尊さ、そしてその歩みが必ずや大きい実りとなるものであることを信じて、家族ぐるみ、町ぐるみ、堅く手を結び、豊かな生産と明るく健康な文化生活の調和するまちづくりを目指す」と述べられております。この思いは今も昔も変わらずに、町民の心に刻まれているものと感じております。私もその思いを引き継ぎ、今後の町政に反映させてまいりたい所存でございます。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、上村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、議案15件、諮問1件、計16件の議案を提出しております。平成26年度予算案等のご審議をいただくにあたり、私の方から町政に対する考え方及び予算案の概要について申し上げ、議員各位の皆様のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。平成26年第1回仁木町議会定例会開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告を行います。はじめに、後志町村会北海道横断自動車道中央要望について申し上げます。北海道横断自動車道黒松内・小樽間の早期整備に関する後志町村会の中央要望が2月13日に実施され、管内各町村の町村長、副町村長らとともに私も参加してまいりました。後志町村会としては、昨年8月2日、10月2日、10月23日の3回実施しておりますが、平成26年度の国の予算において、北海道横断自動車道黒松内・小樽間の整備については見通しが立っておらず、国土交通省が3月頃に決定すると報道されていることから、国の予算付け、箇所付けを実現するため、今回、中央要望を行ったものであります。要望先につきましては、国土交通省においては、太田国土交通大臣をはじめ、高木副大臣、野上副大臣、

3名の政務官、事務次官、道路局長及び北海道局長に対し、財務省では、麻生財務大臣や副大臣、政務官、事務次官及び主計局長らに要望書を提出いたしました。午後からは、北海道選出の国会議員への要望行動として、参加者が3つの班に分かれ、私は参議院議員会館において要望いたしました。その後におきまして、共和・余市間(27.6km)が平成26年度直轄道路事業の新規事業化候補箇所となったことが報道されております。今後におきましては、引き続き第三者委員会(社会資本整備審議会)での事業評価や評価結果の公表、政府予算案の国会審議及び実施計画の決定まで手続きを見守ってまいります。

次に、小樽・北後志広域インバウンド推進協議会タイ王国キャンペーンについて申し上げます。平成22年4月1日付けで締結した北しりべし定住自立圏に伴い、観光分野の推進活動で、昨年8月27日に設置した「小樽・北後志広域インバウンド推進協議会」(事務局：小樽市産業港湾部観光振興室)が行ったタイ王国バンコクキャンペーンに2月19日から23日まで、小樽市や北後志各町村の関係者ら8名で参加いたしました。近年、東アジアや東南アジア各国から北海道への観光客が大幅に増加しており、同協議会では、今後も観光客の増加が見込めるタイ王国で開催されたタイ国際旅行フェア(タイインターナショナルトラベルフェア2014)にブースを出展し、バンコクの市民向けに本町の果樹・野菜などの特産品や観光のPR、現地旅行代理店との情報交換会や訪問活動を行ってまいりました。今後もタイを始め、東アジアや東南アジア各国からの観光客の受入れ体制について、協議会で検討していくこととしており、本町においても積極的に参画していきたいと考えております。

次に、平成25年度水稻育苗・花卉ハウス導入事業の実施結果について申し上げます。町では、厳しい気象条件下にあっても安定的な農業生産が可能となるよう平成22年度から平成23年度まで野菜ハウス導入に対する助成を実施し、平成24年度からは2か年事業で水稻育苗・花卉ハウス導入に対し、野菜ハウス導入事業と同様に事業費の3分の1以内の助成をいたしました。この度、事業主体であります新おたる農業協同組合から平成25年度事業の実施報告の提出がありました。申請件数は11件で、申請面積が計4533㎡、申請棟数が17棟となり、総事業費は835万7544円でありました。町の補助金交付決定額は、個々の事業費に3分の1を乗じ、千円未満を切捨て後集計し、277万8000円となりました。なお、2年間の合計では、申請件数24件、申請面積が1万32㎡、申請棟数が37棟となり、総事業費は1804万6346円で、町の補助金交付決定額は600万1000円となりました。

次に、平成25年度経営所得安定対策の実施状況について申し上げます。経営所得安定対策は、「食」と「地域」の再生に向けて販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食糧自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的に、平成23年4月から農業者戸別所得補償制度として本格実施されました。平成25年度からは経営所得安定対策に名称が変更されましたが、基本的には農業者戸別所得補償制度と同じ枠組みで実施されております。新おたる農協管内地域農業再生協議会が取りまとめた平成25年度経営所得安定対策の12月末現在における本町の実施状況について報告いたします。米の所得補償交付金につきましては、実施戸数が82戸、実施面積が427㍎で、交付金は6411万6000円となりました。

次に、水田活用の所得補償交付金につきましては、実施戸数が135戸、実施面積が123㍎で、交付金は5306万3965円となりました。次に、数量面積払(そば)による交付金につきましては、実施戸数が25戸で、交付金は1241万4795円となり、交付金の合計額は1億2959万4760円となりました。経営所得安定対策は新年度から見直しが行われ、対象者は今年度と変わりませんが、新たな米対策で、米の直接支払交付金の単価が半減し、5年後に廃止される一方、飼料米等の単価の上限が10万5000円となります。

次に、平成25年度農業体質強化基盤整備促進事業について申し上げます。本事業は、国の平成24年度一般会計の経済危機対応・地域活性化予備費を活用し、農業体質強化のための畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備などに対して支援を受けられるものであります。今年度の同事業につきましては、平成24年度繰越明許により、水田の区画拡大10件(面積16.5㌃、定額助成額1650万円)、暗渠排水工事5件(面積3.8㌃、定額助成額525万円)を実施し、全件が既に完了しております。新年度以降につきましては、名称を農業基盤整備促進事業に変更し、国の公共事業として平成26年度から平成28年度の3か年にわたり実施され、旧事業と同様の支援が受けられるものであります。本町では、平成25年6月に水田所有者全戸を対象とした要望調査を行い、要望者との数次にわたるヒアリングを経て、平成26年度から平成28年度までの3か年の要望(①水田の区画拡大:16件、面積28.16㌃、定額助成額2945万円、②暗渠排水工事:6件、面積9.75㌃、定額助成額1462万5000円)を取りまとめ、平成25年10月に北海道を經由して、国に対し事業採択申請書を提出しているところであります。なお、平成26年度に係る事業要望は、水田の区画拡大10件(面積9.87㌃、定額助成額987万円)、暗渠排水工事3件(面積2.62㌃、定額助成額183万円)となっております。

次に、町道仁木トマップ線月見橋補修工事及び道路ストック事業等の繰越明許補正予算について申し上げます。町道仁木トマップ線月見橋補修工事につきましては、橋脚断面補修4基及び伸縮装置4か所の補修等を行うため、河川の非出水期となる平成25年11月1日から平成26年3月20日を工事期間として、昨年10月28日に入札執行を予定しておりましたが、入札執行日前に指名業者全社(8社)が技術者、下請け業者及び桁を仮受けするための仮設資材等の手配が付かないなどの理由で入札を辞退したため、入札を中止しております。このことから後志総合振興局小樽建設管理部と協議を行ったところ、平成25年度の社会資本整備総合交付金が決定しているため、今年度中に施工可能な範囲内での工事発注をして、残額分の交付金を平成26年度に繰越すことで協議を終えております。なお、本協議後に工事内容を見直し、3橋脚の断面補修のみとして、昨年12月4日に5社による入札を執行して、現在、断面補修工事を行っております。平成26年度への繰越明許事業につきましては、橋りょう補修事業(月見橋地覆・欄干補修、全橋りょう定期点検)及び道路ストック事業(路面性状調査、道路附属物点検)でありまして、繰越明許費は2事業を併せまして3048万5000円となります。つきましては、今定例会に2事業の繰越明許費を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、町営住宅大江団地改善工事費の繰越明許補正予算について申し上げます。大江団地につきましては、昭和60年度、61年度及び平成5年度にセラミックブロック造りで、4棟16戸を建設しておりますが、トイレは汲み取り式、浴室はスペースのみであり、入居者の方々に大変ご不便とご負担をおかけしております。このことから、居住環境の改善を図るため、平成21年度に仁木町営住宅等長寿命化計画を策定し、平成26年度に、住戸内の改善事業として、トイレの水洗化及び浴室のユニットバス化等、平成28年度に屋根改修の事業計画しておりました。しかし、屋根トタンの劣化が著しい状況であることから、事業の前倒しにつきましては、後志総合振興局と協議したところ、住戸内の改善事業も併せて平成25年度補正予算での事業を検討していただきたい旨の連絡がありました。また、事業を前倒しすることにより、他の交付金も受けられる見込みであり、一般財源の軽減にもつながり有利であると判断いたしました。つきましては、今定例会に繰越明許費1億2654万9000円を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

行政報告は以上であります。別途お手元には、平成25年度事業発注状況表(契約金額が100万円以上の事業)、平成25年度事業発注状況表(契約金額が100万円未満の事業)を配布しておりますので、後程ご高

覧をお願いいたします。以上で行政報告を終了させていただきます。

○議長(山下敏二) 佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長(角谷義幸) 議長。

○議長(山下敏二) 角谷教育長。

○教育長(角谷義幸) 改めましておはようございます。平成26年第1回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。

はじめに、第11回日台国際野球大会の結果について申し上げます。平成25年12月31日火曜日から本年1月4日土曜日まで、台湾嘉義市において開催された第11回日台国際野球大会に、余市リトルシニア所属の仁部飛勇馬さん(仁木中学校2年生)が日本リトルシニア中学公式野球協会北海道連盟所管の北海道選抜チームの一員として参加をいたしました。本大会は、日本から各地区選抜10チーム、地元台湾から10チームが参加し行われたもので、仁部選手は台湾チームとの9試合のうち4試合に投手で登板し、打者としても2塁打を放つなど、参加20チーム中7位という好成績に貢献いたしました。大会を終え、無事に帰国した旨、報告を受けておりますが、この度の遠征で得た貴重な経験を糧とされ、今後益々の活躍を願っているところであります。

次に、仁木町民スキー場について申し上げます。指定管理者であります株式会社北海道名販(代表取締役 元田英樹氏)が管理運営を行っております仁木町民スキー場の今シーズンの運営は、積雪の状況から当初予定しておりました12月21日土曜日にはオープンできず、1月2日火曜日から全コースを開放し営業を行ってまいりました。今シーズンも学校授業などの利用が終了したことにより、2月17日月曜日以降、平日は午後からの営業とし事故なく3月2日日曜日をもって営業を終了しております。営業期間中には、2月8日土曜日に第32回町民スポーツスキー大会兼第36回町民ジャイアントスラローム競技大会(26名参加)、2月22日土曜日には、第23回フルーツランドカップジュニアジャイアントスラローム競技大会(33名参加)がそれぞれ開催され、無事大会を終了しております。また、1月4日土曜日から9日までの6日間開催された仁木スキー連盟主催の小学生スキー教室には、例年より多い145名が参加し、大変盛況であったと伺っております。今シーズンの利用状況につきましては、リフト使用者の延べ輸送人員が6万3107人(前年度は6万690人、前年比2417人・4%増)、リフト券売上金額は486万5750円(前年度463万1800円、前年比23万3950円・5%増)との報告を指定管理者から受けております。利用者及びリフト券売上金額が増加した要因といたしましては、土日祝日が好天に恵まれたこと、小学生スキー教室の参加者が増加したこと、更にはソチオリンピックで日本選手が活躍したことが主な要因であると考えております。以上で、教育行政報告を終わります。

○議長(山下敏二) 角谷教育長の教育行政報告が終わりました。これで、行政報告を終わります。

日程第6 議案第1号 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)

○議長(山下敏二) 日程第6、議案第1号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長(佐藤聖一郎) 議長。

○議長(山下敏二) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) それでは、議案第1号でございます。『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)』、平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8016万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4290万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。地方債の補正第3条、地方債の追加及び変更は、第3表 地方債補正による。平成26年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○財政課長(岩佐弘樹) 議長。

○議長(山下敏二) 岩佐財政課長。

○財政課長(岩佐弘樹) 議案第1号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、それぞれ補正いたしまして、2ページ上段に参りますが、歳入合計額に補正額の合計1億8016万円を追加し、補正後の歳入合計額を32億4290万5000円とするものでございます。

次に3ページ、歳出でございます。1款、議会費から4ページの13款、諸支出金まで、それぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1億8016万円を追加し、補正後の歳出合計額を32億4290万5000円とするものでございます。

次に5ページ、第2表・繰越明許費でございます。上段の道路ストック事業につきましては、国の平成25年度補正予算を活用した事業で、町道仁木山の手線の路面性状調査及び道路附属物点検業務委託料373万7000円でございます。中段の橋りょう補修事業は、月見橋補修工事費1800万円が入札不成立による繰越し、67橋分の橋りょう点検業務委託料874万8000円が、国の平成25年度補正予算を活用した事業で、合わせて2674万8000円でございます。下段の大江団地改善事業につきましても、国の平成25年度補正予算を活用した事業で、トイレの水洗化や浴室ユニットバス化等の改善工事費1億2654万9000円でございます。以上3つの事業につきましては、平成25年度内に支出を終了することが不可能であるため、平成26年度に予算を繰り越して使用するものでございます。

次に、6ページでございます。第3表 地方債補正、1. 追加につきましては、9事業の追加でございます。上から5行目の大江団地改善事業につきましては、先程説明した繰越明許費に係る公営住宅建設事業債で6300万円でございます。それ以外の8事業につきましては、過疎債ソフトの限度額超分として新たに充当可能となった事業で、計4070万円でございます。以上9事業合計で1億370万円を新たに追加するものでございます。

次に、7ページ、2. 変更でございます。2つの事業共に入札による事業費の減に伴い、起債限度額を減額するものでございます。以上、追加及び変更により起債総額は1億70万円増の3億1530万2000円となっております。

次に、9ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、10ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、国・道支出金が7162万8000円の増、地方債が1億70万円の増、その他財源が112万円の減、一般財源が895万2000円の増となっております。

続きまして、11ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税につきましては、1項、町民税の法人税割の増をはじめ、2項、固定資産税、3項、軽自動車税、4項、市町村たばこ税それぞれ収入見込みの増により、合わせて884万6000円を追加するものでございます。

次に12ページ、13款、使用料及び手数料、1項、使用料は2万8000円の減額。2項、手数料につきましては、収入見込みの増により2万1000円を追加するものでございます。

次に13ページ、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、民生費国庫補助金につきましては、臨時福祉給付金等のシステム開発補助金44万1000円の追加、2目、土木費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の追加で、橋りょう補修事業及び道路ストック事業分812万円と大江団地改善事業分6390万4000円、合わせて7202万4000円を追加するもので、先程5ページで説明した繰越明許費の財源の一部となるものでございます。4目、総務費国庫補助金につきましては、J-A-L-E-R-T整備に係る補助金の額の確定により19万円を減額するものでございます。3項、委託金につきましても、額の確定による2000円の追加でございます。

次に14ページ、15款、道支出金、2項、道補助金、2目、民生費補助金につきましては、児童虐待防止対策緊急強化事業の追加分に係る補助金18万5000円の追加、4目、農林水産業費補助金につきましては、1節、農業費補助金が職員設置費の増に伴う農業委員会活動補助金等36万6000円の追加、2節、林業費補助金の森林整備地域活動支援交付金は、事業実施見込みが無いことにより、111万7000円全額を減額、未来につなぐ森づくり推進事業は森林整備面積の増に伴う52万3000円の追加で、合わせて22万8000円を減額するものでございます。3項、道委託金、1目、総務費委託金、60万6000円の追加につきましては、すべて額の確定によるものでございます。

次に15ページ、16款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入につきましては、教員住宅入居者が退去したことにより、12万7000円を減額するものでございます。

次に16ページ、17款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、前回定例会での補正以降新たに4件、13万8000円の寄附がございましたので、これを追加してございます。

次に17ページ、20款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料、1目、延滞金につきましては、収入済額7000円の追加、5項、雑入、3目、違約金及び延納利息も収入済額3000円の追加、4目、雑入につきましては、それぞれ額の確定により、合わせて102万8000円を減額するものでございます。

次に19ページ、21款、1項、町債につきましては、6ページ及び7ページの第3表地方債補正で説明した分で、合計1億70万円を追加するものでございます。なお、7目、総務債を新設しております。

続きまして、21ページ、歳出でございます。1款、1項、1目、議会費につきましては、扶養増による職員の寒冷地手当9000円の追加でございます。

次に22ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費344万3000円の減額につきましては、3節、職員手当等2万1000円の追加、23ページにまいりまして、9節、旅費43万2000円の追加、26ページにまいりまして、19節のうち、電気料値上げに伴う街路灯設置費補助金7万1000円の追加以外は、支出見込み又は執行残による減額でございます。同じく26ページの2目、交通安全推進費につきましては、11節、需用費が電気料の増により、9万3000円を追加、15節、工事請負費は執行残による1万3000円の減額でござ

ございます。3目. 文書広報費につきましては、財源内訳の変更でございます。4目. 財産管理費につきましては175万5000円の減額で、11節. 需用費の重油単価上昇による燃料費132万4000円の追加以外は、27ページの13節. 委託料から18節. 備品購入費まで、すべて執行残の減額となっております。5目. 企画費につきましても、執行残及び額の確定により23万3000円を減額するものでございます。

次に28ページ、8目. 諸費につきましては、バス運行費補助金交付決定に基づき、121万4000円を減額するものでございます。9目. ふるさとづくり事業費につきましては、寄附金13万9000円をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。2項. 徴税費、2目. 賦課徴収費につきましては、執行残6万4000円の減額でございます。

次に29ページ、4項. 選挙費につきましても執行残178万7000円の減額でございます。

次に31ページにまいりまして、5項. 統計調査費につきましても、すべて執行残合わせて1万8000円を減額するものでございます。

次に33ページ、3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費につきましては、臨時福祉給付金のシステム開発負担金38万7000円の追加でございます。2目. 老人福祉費につきましては、後志広域連合負担金75万5000円の追加で、これは介護給付費町村負担金の増等によるものでございます。3目. 老人福祉施設費は財源内訳の変更でございます。4目. 心身障害者特別対策費につきましては、請求件数の増に伴う審査支払手数料、6万4000円の追加でございます。2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費につきましては、児童虐待防止対策緊急強化事業に係る経費及び子育て世帯臨時特例給付金に係るシステム開発負担金、合わせて23万9000円を追加するものでございます。

次に35ページ、4款. 衛生費、1項. 保健衛生費につきましては、1目. 保健衛生総務費が国民健康保険事業特別会計の歳入不足分を繰り出すもので、611万6000円の追加、5目. 上水道費は簡易水道事業特別会計繰出金を174万4000円減額するものでございます。

次に36ページ、6款. 農林水産業費、1項. 農業費、1目. 農業委員会費40万5000円の減額につきましては、支出見込みの減、又は執行残によるものでございます。3目. 農業振興費につきましては、水稻育苗花卉ハウス導入事業補助金の執行残122万2000円の減額でございます。

次に37ページ、4目. 農用地開発事業費につきましては、余市ダムの施設修繕費の増による土地改良区負担金34万円の追加でございます。5目. 山村振興施設費は執行残17万4000円を減額。6目. 農道整備事業費も執行残2万1000円の減額でございます。

38ページにまいりまして、7目. 農用地再編開発事業費につきましても、執行残17万6000円の減額でございます。2項. 林業費につきましては、森林整備地域活動支援事業補助金が、事業実施見込みがないことにより149万円全額を減額、未来につなぐ森づくり推進事業補助金が森林整備面積の増に伴う85万2000円の追加で、合わせて64万3000円を減額するものでございます。

次に40ページ、7款. 1項. 商工費、2目. 商工振興費につきましても、執行残150万7000円を減額するものでございます。

次に41ページ、8款. 土木費、1項. 土木管理費につきましては、すべて執行残で86万円を減額するものでございます。2項. 道路橋りょう費、1目. 道路橋りょう総務費につきましても、執行残18万9000円の減額でございます。

次に42ページ、2目. 道路維持費につきましては、11節. 需用費が修繕費の執行残100万円の減額。13節. 委託料につきましては、5ページの繰越明許費で説明した事業でございまして373万7000円の追加、合

わせて273万7000円の追加でございます。4目、橋りょう維持費につきましても、5ページの繰越明許費で説明した事業でございまして、874万8000円の追加でございます。4項、住宅費、1目、住宅管理費につきましても、繰越明許費で説明した事業及びそれぞれ執行残の減額、合わせて1億2507万9000円を追加するものでございます。

次に43ページ、2目、住宅建設費につきましては、町営住宅解体工事請負費の執行残42万円を減額するものでございます。

次に44ページでございます。9款、1項、消防費172万5000円の減額につきましては、1目、消防費は財源内訳の変更ですが、2目、水防費及び3目、災害対策費はそれぞれ執行残を減額するものでございます。

次に46ページ、10款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育委員会費は委員報酬の支出見込みの減により2万7000円を減額。2項、小学校費、1目、学校管理費につきましては、重油98万9000円及び電気料7万4000円の追加以外は、すべて執行残の減額ですが、合せて76万7000円の追加でございます。

48ページにまいりまして、2目、教育振興費につきましても、執行残58万5000円を減額するものでございます。3項、中学校費、1目、学校管理費につきましても、ガソリン2000円及び重油73万2000円の追加以外は、すべて執行残の減額ですが、合わせて19万5000円の追加でございます。

50ページにまいりまして、2目、教育振興費につきましては、19節の遠距離通学費補助金4000円の追加以外はすべて執行残の減額で、合わせて、50万2000円の減額でございます。

次に51ページ、4項、社会教育費、1目、社会教育総務費につきましても、執行残17万1000円を減額するものでございます。

続きまして、52ページ、5項、保健体育費、2目、体育施設費につきましても執行残11万7000円の減額でございます。

次に53ページ、3目、学校給食費につきましては、11節、需用費6万円の追加以外は、すべて執行残の減額で、合わせて10万5000円の減額でございます。

次に55ページ、12款、1項、公債費、1目、元金につきましては、将来の公債費負担の軽減を目的として繰上償還を行うものでございます。今回で4年連続となりますが、繰上償還を行う町債は、高利率の平成21年度臨財債で未償還元金8550万6000円を追加するものでございます。

次に56ページ、13款、諸支出金、1項、基金費、2目、減債基金費につきましては、財源調整により積立金の3189万4000円減額するものでございます。

57ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長(山下敏二) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○3番(嶋田 茂) 議長。

○議長(山下敏二) 嶋田君。

○3番(嶋田 茂) 3番、嶋田。36ページ、37ページの農林水産業費の中で、昨年度、一昨年度と積雪がかなり多くて、融雪剤の補助で融雪促進特別対策事業ということでやっていたんですね。今年度もかなり1月25日の時点では、去年と同じぐらいの138cmぐらいあったんですが、その後天気が良くて、20センチから25センチぐらい下がって1m14cmぐらいまで下がったんですね。そんな中、今現時点の積雪が1m30cmを超える、また去年と変わらないぐらいになっているんですね。その部分でこの融雪促進対策事業

などが補正予算の中に入っていなかったんですが、そこは町の方でどういう考えでいたのかっていう部分でお伺いします。

○議長(山下敏二) 只今の嶋田議員の質擬でありますけれども、今回の補正予算の枠の中に計上されておりませんが、内容が急を要するということを認めます。判断いたしまして、特別にこれを認めるところであります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時12分

○議長(山下敏二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

理事者側から答弁を求めます。

○町長(佐藤聖一郎) 議長。

○議長(山下敏二) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の嶋田議員からのご質問に対してお答えします。

昨年の状況等を含めて、まずは、川北課長の方からご説明申し上げますので、よろしくをお願いします。

○農政課長(川北 享) 議長。

○議長(山下敏二) 川北農政課長。

○農政課長(川北 享) 昨年実施しました融雪促進特別対策事業の関係ですけれども、これにつきましては、降雪が多いときには各生産組合の要請を、まずJA新おたるが取りまとめまして、町の方に要請が出されている状況であります。それに対しまして、町では基準をある程度設けまして3月上旬の段階で積雪が1mを超えていると判断した場合には、その状況に応じて助成を行っているという状況であります。本年につきましても、2月末現在で仁木地区ですけれども、積雪量126cm、ただし3月に入りまして、降雪がありましたので、130cmを超えている状況になっていると思います。昨年は、2月末で132センチでした。状況としては、去年は低温で雪解けが遅かったんですけれども、今年の場合につきましては、降雪量が昨年より100cmほど多いという状況になっています。以上です。

○町長(佐藤聖一郎) 議長。

○議長(山下敏二) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 町といたしましてもですね、降雪の状況を見ながら、平成26年度の補正を組んでいくか、いかにかを検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○3番(嶋田 茂) 議長。

○議長(山下敏二) 嶋田君。

○3番(嶋田 茂) 3番、嶋田。今の町長の答弁で安心しました。今回のその部分では、今月に入ってからその生産団体の総会等がすごくありまして、その中から町民の皆さんの声が、そういう声が多かったんで、ぜひやっていただきたいという声があります。それで述べさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長(山下敏二) 他に質疑ありませんか。

○8番(横関一雄) 議長。

○議長(山下敏二) 横関君。

○8番(横関一雄) 8番、横関です。19ページのですよね、町債の中で総務債その中で、新設で企業立地促進事業ということで設けておりますけれども、これはどのようなことをするのか。今まで企業誘致の仕事は結構あったんですけども、これについてもう少し中身の方詳しく説明をお願いします。

○企画課長(鈴木昌裕) 議長。

○議長(山下敏二) 鈴木企画課長。

○企画課長(鈴木昌裕) 只今のご質問でございますが、仁木町企業立地促進条例に基づく、誘致もしくは工場の新設等にかかる固定資産税のですね、町からの固定資産税相当分の町からの助成金を出している制度がございますが、その関係についての関係予算でございます。説明は以上でございます。

○8番(横関一雄) 議長。

○議長(山下敏二) 横関君。

○8番(横関一雄) 今の説明でありますと、以前からその助成はしているはずなんですけれども、改めてやるんですか。それとも今までの助成は何だったのか。その辺もお聞かせください。

○財政課長(岩佐弘樹) 議長。

○議長(山下敏二) 岩佐財政課長。

○財政課長(岩佐弘樹) これは先程もご説明申し上げましたとおりですね、今年度の過疎ソフトの、過疎ソフトに充当可能となった事業でございます。過疎ソフトの内容上、今年こちらの方に充当させていただいたということで過疎ソフトの限度額超分4070万円ございました、その中から、うちの単独事業で過疎ソフトに充当できそうなものを検討して選択した結果、こちらも該当になるということで今回、提出させていただいたものでございます。以上でございます。

○8番(横関一雄) 議長。

○議長(山下敏二) 横関君。

○8番(横関一雄) 今の内容ですとわからないんですけれども、ソフトだけの内容なんですか。それとも役場でソフトが入るから新設したという意味なんですか。それとも本当に企業が来るために、促進事業という名目つけたのか、そのソフトだけの名目でつけたのか、意味の解釈ができないので、もう少しわかりやすいような説明でお願いしたんですけども。

○財政課長(岩佐弘樹) 議長。

○議長(山下敏二) 岩佐財政課長。

○財政課長(岩佐弘樹) 過疎ソフトは過疎地域の自立促進に資するような事業を町村が選んで認められれば、それが過疎債適用になるというような事業でございます。本年度につきましては、例年5000万超の限度額がございますが、限度額超分として4070万円、合計して1億近くまで過疎ソフト充当が可能だという連絡がきてございます。それに基づきまして、今回の企業立地促進事業も過疎債の充当可能というふうに判断して、うちの方で計上させていただいたというものでございます。

○企画課長(鈴木昌裕) 議長。

○議長(山下敏二) 鈴木企画課長。

○企画課長(鈴木昌裕) 先程もご説明いたしましたとおり、元はですね、仁木町企業立地促進条例に基づく適用によりまして、固定資産税相当分、お支払いいただいた固定資産税相当分をですね、助成するという助成制度に基づいて支出しておりますが、今回は財政課長の説明にもありましたとおり、過疎債ソフトの充当が可能というそういうことになりまして、当然2回払っているわけではございませんで、財源なので

すね、取扱上こちらの方にですね、過疎債を申請することが有利な取り扱いということ判断いたしましたして、財源上の取り扱いで過疎債ソフトを利用し、そして、計上しているというものでございます。説明は以上でございます。

○議長(山下敏二)他に質疑ありませんか。

○3番(嶋田 茂)議長。

○議長(山下敏二)嶋田君。

○3番(嶋田 茂)3番、嶋田。今の回答に対してちょっと納得できないんだけどね、5000万の過疎ソフト分の部分で、それに当てはまるから250万の補正予算を付けたと私は今判断したんですよね。ということは数字合わせで付けたってことですか。どうなんですか。

○企画課長(鈴木昌裕)議長。

○議長(山下敏二)鈴木企画課長。

○企画課長(鈴木昌裕)只今のご質問についてでございますが、当初は先程の助成金については町単独で措置した部分がございますが、今回はこの過疎債ソフトを導入することによって、そちらの方で活用することができるということで、こちらの方を利用するために、今回予算を計上しているというものでございます。以上でございます。

○議長(山下敏二)他に質疑ありませんか。「質疑なし」と認めてよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第7号)』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時10分

○議長(山下敏二)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第7 議案第2号 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(山下敏二)日程第7、議案第2号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長(佐藤聖一郎)議長。

○議長(山下敏二) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) それでは、議案第2号でございます。『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)』、平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ225万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8509万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。平成26年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○財政課長(岩佐弘樹) 議長。

○議長(山下敏二) 岩佐財政課長。

○財政課長(岩佐弘樹) 議案第2号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款. 国民健康保険税と4款. 繰入金をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計225万1000円を減額し、補正後の歳入合計額を2億8509万4000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款. 総務費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額225万1000円を減額し補正後の歳出合計額を2億8509万4000円とするものでございます。

次に3ページでございます。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款. 総務費から6款. 予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、一般財源が225万1000円の減となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款. 1項. 国民健康保険税、1目. 一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みの減により1123万2000円を減額するものでございます。2目. 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入見込みの増により286万5000円を追加するものでございます。

次に6ページ、4款. 繰入金、1項. 2目. 一般会計繰入金につきましては、国保税収入の減による不足分611万6000円を追加するものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、扶養増による職員手当等7万円及び国保税プログラム修正費負担金35万1000円、合わせて42万1000円を追加するものでございます。2目. 広域連合負担金につきましては、額の確定により267万2000円を減額するものでございます。

9ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長(山下敏二) 説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二) 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(山下敏二)日程第8、議案第3号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長(佐藤聖一郎)議長。

○議長(山下敏二)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)それでは、議案第3号でございます。『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)』、平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ420万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億822万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表 地方債補正による。平成26年3月7日提出、仁木町長佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○財政課長(岩佐弘樹)議長。

○議長(山下敏二)岩佐財政課長。

○財政課長(岩佐弘樹)議案第3号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款. 国庫支出金、3款. 繰入金及び6款. 町債をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計420万8000円を減額し、補正後の歳入合計額を6億822万5000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款. 総務費及び2款. 施設費をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計420万8000円を減額し、補正後の歳出合計額を6億822万5000円とするものでございます。

次に3ページでございます。第2表 地方債補正、1. 変更につきましては、統合簡易水道事業仁木銀山地区の事業費確定による変更でございます。起債限度額を150万円減額し、補正後の限度額を2億3070万円とするものでございます。

続きまして5ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に6ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、国・道支出金が96万4000円の減、地方債が150万円の減、一般財源が174万4000円の減となっております。

次に7ページ、歳入でございます。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、衛生費国庫補助金につきましては、統合簡易水道事業仁木銀山地区の事業費の確定により96万4000円を減額するものでございます。

次に8ページ、3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては174万4000円を減額するものでございます。

次に9ページ、6款、1項、1目、町債につきましては、3ページの地方債補正で説明したとおり150万円の減額でございます。

次に11ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、消費税増税に伴う料金管理システムプログラム修正費負担金40万6000円を新たに追加するものでございます。

次に12ページ、2款、1項、施設費、2目、施設整備事業費につきましては、13節、委託料から次のページ、22節、補償補填及び賠償金まですべて執行残、合わせて408万7000円を減額するものでございます。3目、配水管移設事業費につきましても、執行残52万7000円を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(山下敏二)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二)「異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 執行方針

○議長(山下敏二)日程第9『執行方針』、『平成26年度仁木町町政執行方針』、『平成26年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。

はじめに、平成26年度仁木町町政執行方針について発言を許します。

○町長(佐藤聖一郎)議長。

○議長(山下敏二)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) それでは、平成26年度町政執行方針を申し上げます。

町政執行について、平成26年第1回仁木町議会定例会の開会にあたり、平成26年度の町政執行方針について申し上げます。私は昨年5月に町民の皆様のご支援をいただき、仁木町長として町政を担当させていただくことになりました。町長に就任してから今日まで「果実とやすらぎの里 仁木町」という永遠のテーマを具現化するため、町民の皆様の声に耳を傾け、農業振興や少子高齢化対策など、解決すべき諸課題が山積している現状を見てまいりました。私は、この町を発展させるため、基幹産業である農業を振興させ、福祉・教育の充実を図り、この町に住んでいる方々が、本当に幸せだと思える理想郷を創ってまいりたいと考えております。平成23年度を初年度として、10年間のまちづくりの基本指針を定めました「第5期仁木町総合計画」も本年度で4年目を迎えますが、安心・潤い・協働・活力・学びの5分野に基づいた、この計画をしっかりと継承しつつも、私自身の政策を反映させ、町政執行にあたってまいります。それでは、平成26年度仁木町一般会計予算を始め、3特別会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をお願いするにあたり、私の所信を申し上げます。

我が国の経済情勢は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」の効果もあり、着実に上向いている一方で、景気回復の実感は、中小企業や地域経済には未だ十分浸透されていないと指摘されております。これを踏まえ、国の平成26年度予算におきましては、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、予算を聖域なく抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図ることを基本方針としております。一般会計の総額は、95兆8823億円(前年度当初予算比3.5%増)で過去最大となっております。歳入では、税収が50兆10億円(同16.0%増)と7年ぶりの高水準となっております。新規国債の発行額は42兆8510億円(同3.7%減)となり、公債依存度は43.0%(同3.3%減)となっております。歳出では、政策的経費であります一般歳出が56兆4697億円(同7.1%増)で、公共事業関係費は5兆9685億円(同12.9%増)と、2年連続の増額となっております。社会保障関係費は30兆5175億円(同4.8%増)と初めて30兆円台に突入し、一般歳出に占める割合は54.0%となっております。平成26年度地方財政対策のうち地方財政計画の歳入・歳出規模は83兆3700億円(同1.8%増)となり、公債費を除く政策的経費であります一般歳出は67兆7500億円(同2.0%増)となっております。地方交付税につきましては、地方自治体に配分する出口ベースで16兆8855億円(同1.0%減)と、2年連続で前年度を下回っております。これに地方税、地方譲与税、臨時財政対策債等を加えた地方一般財源総額は60兆3577億円(同1.0%増)と前年度を上回る額が確保されております。さて、本町では財政の健全化に向けて「仁木町行財政構造改革プラン(平成20年度～平成23年度)」に基づき行財政改革を推進してきた結果、平成20年度以降の実質単年度収支は、5年連続黒字となり、平成25年度につきましても黒字が見込まれるなど、財政の健全化が図られつつあります。平成26年度予算につきましては、消費税率の引き上げに伴い、税負担の適正な転嫁を基本とし、各種使用料を改定するとともに、地方消費税交付金につきましても歳入増を見込んでおります。しかし、本町の財政力を判断する財政力指数や経常収支比率などは、依然として厳しい状況にありますことから、今後におきましても、町民と行政が一体となって将来の仁木町を考えた行財政改革を進めていかなければなりません。町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。一般会計の歳入では、町税は町民税、固定資産税などを合わせ2億6445万3000円で、その他の財源と合わせても自主財源は5億5698万1000円にとどまり、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の約51%を地方交付税に依存しております。

自主財源及び地方交付税の増減は、事務事業の実施に大きく影響を及ぼしますことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の重点的かつ効率的な配分に努め、財源の不足分につきましては、財政調整基金1億2430万1000円を取崩し、繰入れを行い、平成26年度の予算編成を行ったところであります。

平成26年度の予算規模について、一般会計総額35億7899万8000円、前年度対比7億332万1000円(24.5%)の増、国民健康保険事業特別会計総額2億4332万2000円、前年度対比2120万4000円(8.0%)の減、簡易水道事業特別会計総額4億1683万6000円、前年度対比1億9745万8000円(32.1%)の減、後期高齢者医療特別会計総額6388万9000円、前年度対比215万3000円(3.5%)の増、4会計予算の合計は、総額43億304万5000円となり、前年度対比で4億8681万2000円(12.8%)の増となっております。

平成26年度の施策について、安心～誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり～少子高齢化や核家族化の進行など、社会構造の大きな変化やライフスタイル等価値感が多様化する中で、高齢者における老老介護や障がい者への虐待問題等における地域での自立や社会参加の難しさ、子どもをめぐる福祉の課題の多様化により、度重なる制度の改革が進められております。住民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、家族や近隣の知人、友人などとの温かい絆を保ちながら、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての人々が家庭や地域の中でいきいきと自立した安心のある生活が送れるよう、共に支え、共に生きる福祉社会(ノーマライゼーション)の実現に努めてまいります。障がい者への支援につきましては、昨年度施行されました障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに加え、地域の実情に応じた地域生活支援事業を市町村が提供することとなっております。障がい者が地域で自立した日常生活が送れるよう北後志5町村の広域相談支援を行う「北しりべし相談支援センター」を活用し、障がい者の相談業務や家庭訪問など必要な支援を実施してまいります。社会福祉法人よいち福祉会にき保育園は、私立の認可保育所として保育サービスを提供しております。通常保育に加え、保護者のニーズに対応した延長保育及び一時預かりを実施し、更に障がい児保育にも取り組むなど、保育サービスの充実に取り組んでおります。昨年12月2日には、同法人が地域子育て支援拠点「おおきな木」を新たに開設いたしました。地域で子育て中の親子の交流を促進するとともに、育児相談を行うなど、子育ての孤立感、負担感を解消するため、同施設の運営に対し支援に努めてまいります。同法人の児童養護施設榎ヶ丘学園におきましては、今年度も一時的に養育を必要とする児童を安心して預けることができる「仁木町子育て支援短期利用事業」を委託し、実施してまいります。大江・銀山へき地保育所の運営管理につきましては、引き続き各へき地保育所父母会を指定管理者として委託し、へき地保育所としての特性を生かし、指定管理者との意思疎通を図りながら必要な保育サービスを提供してまいります。今年度も保育奨励金の支給により、保育環境の充実を図る「子育て支援推進事業」を実施するとともに、仕事と子育ての両立を支援する「放課後児童健全育成事業」につきましても、「仁木放課後児童クラブ」と「銀山放課後児童クラブ」を開設し、引き続き実施してまいります。仁木町高齢者福祉施設(いきいき88)につきましては、オストメイトの設置など障がい者にも安心して利用していただける施設であり、昨年度に引き続き指定管理者となっている東京美装北海道株式会社が運営管理をいたします。また、然別生活館につきましては然別町内会が、銀山老人憩の家につきましては銀山さわやか福祉NPOが、引き続き指定管理者となり、効率的な運営により住民サービスを提供してまいります。大江地区コミュニティセンター(仮称)建設事業につきましては、大江へき地保育所と防災用備蓄倉庫を併設する複合施設として、昨年度、基本設計を実施いたしました。今年度につきましては、地質調査や詳細にわたっての実施設計等を行い、平成27年度の建設に向け、取り組んでまいりま

す。低所得者世帯等へぬくもりのある福祉の向上を図るため、冬季間の生活を支援する「ぬくもり灯油助成事業」につきましては、今年度も引き続き実施してまいります。町では、町民の皆様や関係機関と協働でまちづくりに取り組んでおります。この取組を推進していくためには、町民の皆様の健康が何よりも大切であり、いつまでも健康であることこそ町の最大の財産であります。また、住み慣れた町でいつまでも明るく、楽しく、元気良く暮らしたいと思うのは共通の願いであります。介護保険の基本理念は「自立支援」にあります。後志広域連合第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を推進することが示されております。今年度は、第5期介護保険事業計画の最終年度となり、介護保険法で定める保険料の見直しの年にあたりますことから、引き続き後志広域連合が策定します第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）に参画し、意見反映してまいります。また、認知症支援策の充実、新しいサービスの創設、地域包括支援センターの機能強化など、住み慣れた地域での高齢者の自立した生活を支援する方向が一層明らかになっています。これまでの取組を継続しながら、この地域包括ケアの実現に向け、後志広域連合と連携し、検討してまいります。生きがいサービス、地域支援事業及び生活支援事業につきましては、町独自のサービスであり社会福祉協議会及び関係団体と連携を図りながら、積極的に推進してまいります。高齢者の認知機能・運動機能の向上を図るため「ふまねっと運動」を推進するとともに、健康運動指導士による介護予防講習会を行ってまいります。閉じこもり予防教室等も引き続き実施するとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある健康づくり高齢者の把握に努め、運動機能・口腔機能の向上、栄養改善、認知・うつ・閉じこもり等の予防対策を推進してまいります。予防給付事業では、介護認定により要支援1又は2の認定を受けた被保険者が要介護状態へと悪化しないよう、介護予防サービスを受けるための介護予防ケアプランを作成するなど、日常生活の自立に向けた支援を実施してまいります。「第2期仁木町健康づくり計画」は、町民の皆様が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることができるよう、各世代別に生活習慣病予防に視点をおいた項目を定め、推進しているところであります。町民の皆様一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身につけ、心身の健康づくりに取り組む必要があります。そのためには、疾病の早期発見、早期治療のため、各種がん検診等を実施するとともに、健康教育・栄養指導による町民の健康増進に努めてまいります。母子保健では、妊婦健康診査、乳幼児検診、母子栄養食品の支給を実施するとともに離乳食教室、母親学級、すくすく広場、訪問活動を引き続き実施してまいります。予防事業では予防接種法に基づくBCGや三種混合など乳幼児の各種予防接種のほか、満1歳以上を対象としたインフルエンザ、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌や高齢者肺炎球菌のワクチン接種に対する助成を引き続き実施してまいります。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、町は町民が速やかに接種することができるよう、医療従事者等の体制や接種場所、接種時期の周知・予約等、具体的な実施方法を定めた行動計画の策定が義務付けられましたことから、今年度中に仁木町行動計画を策定してまいります。乳幼児期からの歯科保健対策と併せ、学齢期の虫歯予防対策として、教育委員会と協力の下、フッ化物洗口を実施してまいります。北海道医療給付事業であります。重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児の各医療給付につきましては、北海道の医療給付制度に町単独給付を上乘せし、昨年度と同様に実施してまいります。国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度であります。被保険者が充実した医療給付を受けられるよう、財政基盤の安定を図りながら、皆様の健康を支えてまいります。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方や一定の障がいのある65歳以上の方が北海道後期高齢者医療広域連合の

被保険者となり、医療の給付を受ける制度であります。町では、保険料の徴収、被保険者証の交付、各種届出・申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。また、昨年度に引き続き、被保険者の健康増進を支援する短期人間ドック事業を同広域連合の助成を受け、実施してまいります。町民の皆様が安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保を図るとともに、北しりべし定住自立圏における広域連携により、二次医療体制、救急医療体制、小児科及び周産期医療体制の確保に努めてまいります。町民の皆様方の生命、身体及び財産を守ることは行政の使命であります。災害を未然に防ぐ対策や迅速な消防活動並びに救急救助体制につきましては、北後志消防組合仁木支署及び仁木消防団との連携を強化しながら充実を図ってまいります。仁木支署職員は、救急救命士有資格者5名を含む15名体制となっており、消防学校での講習、余市協会病院や札幌医大病院での実習などに引き続き参加し、消防・救急救命技能の維持向上に努めてまいります。また、治療の早期開始と搬送時間の短縮を図るため、仁木支署前をヘリポートとして、ドクターヘリの運用も引き続き実施してまいります。消防・防災の通信手段は、町内全域を網羅する同報系の消防団緊急伝達システムにより情報伝達を迅速に行い、災害の予防や被害軽減に努めてまいります。また、災害時等における町から町民の皆様への情報伝達手段として、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、各家庭に戸別受信機を配備する防災行政無線の整備を行ってまいります。消防車両の状況につきましては、高規格救急車が1台、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型が2台、小型ポンプ付積載車は仁木・然別・大江・西馬・銀山・長沢及び尾根内の各地区に各1台配備しております。今年度につきましては、昭和63年に購入いたしました水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型の老朽化が著しいことから、更新を行い、消防体制の強化を図ってまいります。地域防災力の要であり、地域の安全・安心を確保するため、献身的かつ奉仕的に活動しております仁木消防団につきましては、平成26年2月1日現在の団員数は男性82名、女性15名の合計97名の実員体制となっております。少子高齢化や社会構造の変化に伴い、全国的に充足率が減少し、国を挙げて消防団員確保の運動が行われておりますことから、仁木消防団に対しましても、団員の確保が図れるよう支援してまいります。また、消防団と仁木支署職員との連携強化や町防災関係機関との緊密な情報交換を行い、併せて、演習などの機会により消防団員の技能の向上に努めてまいります。災害時における迅速な対応を図るため、高齢者等の要支援者の台帳作成や個別支援計画の策定、地域支援者の選定なども引き続き行ってまいります。水防設備の状況につきましては、大雨により余市川に設置されております樋門が閉じられた場合の水害対策のため、固定式大型排水ポンプ4台、移動式の大型排水ポンプ5台、機動性に富む小型排水ポンプ2台を配備し、農作物等の冠水被害防止に努めてまいります。東日本大震災により起因しました原発事故を受け、国や北海道が原子力防災計画の見直しを進める中、引き続き原子力防災計画等に関わる地域防災計画の見直しを行ってまいります。また、災害発生時の避難施設等における発電機や暖房器具などの防災資機材の購入や食料の備蓄を行うとともに、社会資本整備総合交付金事業を活用し、防災用備蓄倉庫の整備を行ってまいります。大気中の放射線量を24時間測定するモニタリングポストにつきましては、昨年度、国の交付金を受け、北海道が役場庁舎裏側のゲートボール場横及び銀山地区の町営住宅隣接地の2か所に設置いたしました。昨年度から本格運用がされておりますので、町広報紙やホームページなどで引き続きお知らせいたします。平成24年度から行っております「仁木町地域防災訓練」及び「北海道原子力防災訓練」につきましては、引き続き取り組むこととし、町民の皆様方の防災意識の高揚や災害対策に関する理解を促進してまいります。今後におきましても、国、北海道及び周辺自治体と連携を図りながら、原子力災害を含めた防災対策を進めてまいります。平成24年3月29日から続いております交通死亡事故ゼロの日は、今年2月26

日で700日を達成しております。昨年1年間における本町での人身事故は、発生件数が4件(前年14件)、死者数0人(同1人)、負傷者数5人(同23人)と前年に比べ大幅に減少している状況にあります。今後におきましても、「第9次仁木町交通安全計画」に基づき、関係機関と連携を密にし、交通事故の根絶に向けて、交通安全に関する教育・普及啓発活動、地域・職域運動及び期別運動、更には交通安全施設の整備充実に取り組んでまいります。また、将来を担う子供たちを悲惨な交通事故から守るとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、引き続きチャイルドシートの購入に対し、助成を行ってまいります。

潤い～やすらぎと潤いのあるまちづくり～社会基盤の基礎となります道路・河川・水道の整備と維持管理及び雪対策などを通じて、町民の安心・安全で快適な生活を守ることを確実に果たせるよう取り組んでまいります。道路整備事業につきましては、地域住民の利便性の向上を図るため、北町6丁目の町道北栄3号線の改良舗装工事(延長74m)を実施してまいります。また、橋りょう補修事業につきましては、既設橋りょうの長寿命化を図るため、老朽化が著しい月見橋及び長沢橋の補修工事を行うとともに、然別橋の調査設計委託業務を実施してまいります。町道の維持管理につきましては、今年度も交通安全確保のため、定期的にパトロールを実施し、路肩等の草刈り及び道路の補修などを実施してまいります。除雪事業につきましては、町民の皆様の冬季間の安定した生活道路を確保するため、町道の除雪延長91km(車道129路線、歩道9路線を)全面委託業務により実施してまいります。また平成7年度に購入いたしました歩道用小型ロータリ除雪車につきましては、老朽化が著しいことから更新を行い、除雪体制の強化を図ってまいります。河川の維持管理につきましては、河川災害の発生防止に向け、砂利上げなどの河床整理や河川内立木の伐採・除去及び護岸保護に努めてまいります。住宅環境整備につきましては、「仁木町営住宅長寿命化計画」に基づき、平成25年度の明許繰越により大江団地のトイレの水洗化や浴室のユニットバス化等の改善を行い、快適な住環境の創出に努めてまいります。町職員住宅は、若年世帯層に対する生活支援や遠距離通勤の緩和など福利厚生上の必要性に加え、災害体制や危機管理体制の強化などを目的に設置しております。現在9棟17戸を保有しておりますが、ここ数年、新規職員の採用や北海道からの職員派遣により住宅需要が増し、慢性的な供給不足にあります。このため、平成24年3月31日をもって廃校になりました旧仁木商業高等学校の教職員住宅を平成24年度から平成26年度までの間で、計画的に購入してきているところであります。今年度におきましては、東町4丁目に所在しております住宅4棟7戸を北海道から購入することとしております。統合簡易水道事業につきましては、平成14年度から平成25年度までの12年間において、水道未普及地域の解消のための事業を推進し、実施してまいりました。しかし、未だ老朽配水管からの漏水もあり、水道管の布設替等が必要でありますことから、今年度から3年間、国庫補助事業(補助率40%)を活用して配水管整備事業を進めてまいります。今年度につきましては、南町地区及び西町国道5号沿いの水道本管布設替工事(延長2261m)を行うとともに、大江橋橋りょう添架管布設替工事(延長189m)を実施してまいります。また、漏水対策につきましては、今年度の目標値であります有収率80%を目指し、漏水量を減少させるため、仁木地区の漏水調査を行い、町民の皆様に安全・安心な水道水の供給を図ってまいります。現在、本町のし尿、合併及び単独処理浄化槽の汚泥処理は、北後志5町村で構成している北後志衛生施設組合が実施しておりますが、町民の皆様の快適で衛生的な生活環境の確保と河川の水質保全のため、生活排水処理の整備が必要となっております。平成23年度に策定いたしました「仁木町生活排水処理基本計画」を基に、今年6月からは循環型社会形成推進事業交付金を活用した「仁木町合併処理浄化槽設置整備事業」による助成を行い、個人設置・個人管理による合併処理浄化槽の設置を推進してまいります。町民のライフスタイルや消費意識の変化に伴い、各家庭から排出される一般廃棄物は年々

多様化し、今後ごみの減量化と再資源化の適正な処理と環境への負荷の軽減及び資源の有効活用の推進が必要とされております。この問題解決のため、ごみの5R(ファイブアール)、①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再利用(リサイクル)、④断る(リフューズ)、⑤修理(リペア)を進めるとともに、町民の皆様の一層のご協力をいただくため、昨年度「ごみ分別マニュアル」の改定を行いましたので、分別の更なる徹底を図ってまいります。仁木町一般廃棄物最終処分施設(仁木町クリーンセンター)の第2期処分場につきましては、平成24年10月から運用を開始しております。昨年度設置いたしました破碎機の活用を図り、ごみ減量化の取組を進め、将来に向けての安定的な埋立処分に対応してまいります。粗大ごみの収集につきましては、町のクリーンセンターへの自己搬入が困難な方のために、今年度も収集事業を2回実施し、環境衛生の向上に努めてまいります。町民の皆様の利便性の向上と行政の効率化のため、電子自治体化を引き続き推進するとともに、平成23年7月にデジタル放送へ完全移行となりましたテレビ放送におきましても、新たな難視聴が発生した場合は、関係機関と協議しながら解消に努めてまいります。公共交通を確保することは、町民の皆様の日々の生活に直結する重要な課題であります。生活バスの運行は、通学、通院や買い物など、交通弱者の日常生活に必要不可欠なものであり、今年度も引き続き、尾根内・余市間の運行をバス事業者に要請し、経費の助成を行って路線を維持するとともに、一層の効率的かつ合理的な運行を求めてまいります。交通空白地域とされる区域内の移動支援につきましては、持続可能な公共交通の実現を目指し、国の補助制度の活用を図りながら調査研究に着手してまいります。

活力～豊かで活力あるまちづくり～昨年の本町農業を振り返ってみますと、春先の記録的な低温、その後の早魃、秋にかけての長雨などで推移した結果、多くの作物の生育が遅れ、特に果樹については、品質低下や価格の低迷などにより、前年に引き続き収量及び販売額で大幅な減収となりました。生産者の皆様のご労苦を思うとき、改めて自然と向き合う農業の厳しさを強く認識いたしました。しかし、この厳しい状況下にあっても、トマトのように収量は減収となりましたが、生産者の栽培技術や流通の戦略的研究により過去最高の販売額を記録した品目もありました。今、日本の農業・農村は歴史的にも大きな変革の波に直面しております。政府・与党は新年度を農政改革元年と位置づけ、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設を柱とした農政の大改革を推進しております。また、国際的には、環太平洋経済連携協定(TPP)について、予断を許さない不透明な状況が続いております。こうした変革の波が押し寄せる中、守るべきものをしっかりと見極めつつ、一方で変革を巧みに先取りしていくことで、次の時代に踏み出す力を育んでいかなければならないと考えております。本町は、温暖・多湿な気候と恵まれた自然環境条件を有し、古くから果樹栽培が盛んで北海道を代表する果樹の町「果実とやすらぎの里」として発展してきましたが、近年、経済不況による価格の低迷、農業従事者の高齢化などにより、果樹から野菜への経営転換が図られ、特にミニトマトにおきましては、全道一の生産地まで成長いたしました。しかし、仁木町農業の最大の特色は果樹生産であり、果樹なくして仁木町農業を語ることはできないと考えております。私は、現在、仁木町農業を牽引しておりますトマトの増進はもとより、果樹の主要作物であります桜桃の安定生産に向けた施策を推進し、この農産物という大きな武器で、厳しい時代を戦い抜ける農業を作ってまいりたいと考えております。仁木町農産物の認知度向上や輸出による販路拡大、農産物を活用した商品開発などの6次産業化の取組の促進、農業者自らが農産物を販売できる環境づくりを推進してまいります。また、併せて農業振興を着実に推進させるために行動規範となる「マスタープラン」を農業関係機関・団体、生産者、消費者などからの幅広い意見を聴取し、今年度を目途に作成してまいります。施設園芸ハウス導入事業につきましては、今年度

から平成28年度までの3か年事業として実施いたします。対象作物は野菜として、補助基準は6棟以内(面積換算で20 \bar{a} 以内)、補助率は2分の1以内とし、就農5年以内の新規就農者に対する補助率は3分の2以内で助成してまいります。桜桃結実促進事業につきましては、平成24年度から平成28年度までの5か年事業とし、桜桃結実促進のため、花粉樹の購入に対し、3分の1以内で助成してまいります。また、生産者、新おたる農業協同組合、後志農業改良普及センター及び試験研究機関と連携の下、マメコバチの増殖、交配安定化施設及び交配用資材の実証実験を実施いたします。ブランド産地確立事業につきましては、従来から行っております仁木町農産物のPRに加え、海外輸出や販売チャンネルの拡大に対する支援や各種イベントにおけるトップセールスなどを実施してまいります。地力増進対策事業、農業用廃プラスチック等適正処理推進事業及び災害対策利子補給事業につきましては、昨年度と同様に助成してまいります。ただし、農業用廃プラスチック等適正処理推進事業につきましては、当初の目的が達成されたと判断し、今年度をもって事業を終了いたします。農業者の高齢化や後継者不足が深刻な状況の中で、本町農業の持続的な発展を図っていくためには、安定的な農業経営を目指して、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図ることが急務となっております。町では、新規就農者に対する支援の充実を図るとともに、国が進める新規就農・経営継承対策と連携し、町、農業委員会、新おたる農業協同組合が一体となって、新規就農者の確保及び育成を図ってまいります。有害鳥獣駆除対策につきましては、昨年4月に設置いたしました「仁木町鳥獣被害対策実施隊」を中心に、北海道猟友会仁木支部や関係機関と一体となって、ヒグマやシカなど有害鳥獣の駆除を実施し、農業被害の防止に努めてまいります。また、山間部に出没するヒグマにつきましては、電気柵を設置することで被害が減少し、効果が上がっておりますので、今年度も山間部で作業をする農業者の安全と農業被害防止のため、ヒグマ出没情報のありました農業者に対し、電気柵の無償貸出しを行ってまいります。余市川土地改良区が事業実施しております農業用施設の維持管理に対する助成につきましては、頭首工、揚水機、用水路の幹線・支線の補修等事業費に対しまして、事業拡充のため当初の実施期間を3年間延長し、平成29年度まで助成してまいります。その他、農地中間管理機構の創設や、平成27年度からの日本型直接支払い制度の創設を踏まえ、農地や担い手の現状と今後を把握するため、関係機関と連携し、すべての農業者を対象とした意向調査を行うほか、「人・農地プラン」等の各種計画の見直しを行ってまいります。私はこの1年を農業改革元年と位置付け、戦い抜ける仁木町農業の構築に向け、全力で取り組んでまいります。町有遊休地の対策につきましては、民間等への売却や賃貸に向け取り組みを行っているところであります。このうち北町10丁目の旧北町試験地につきましては、複数の農業者から購入希望の申し出がありましたので、農地として耕作のできる土地の確定測量を行い、売却に向け取り組んでまいります。今後、その他の町有遊休地につきましても、売却価格の設定や用地確定測量を実施の上、町の広報紙やホームページなどを活用し、積極的に情報発信してまいります。また、町が所有しております山林につきましても、既に伐期を迎えている箇所が多数あります。今年度におきましては、長沢西の町有林の更新伐を実施し、今後におきましても、水源の涵養機能や生物の多様性の保全を行う上からも、町有森林について調査の上、計画的な森林施業を行ってまいります。我が国の景気は、一部に持ち直しに向けた動きが見られますが、依然として厳しい状況にあります。道内景気も一部に上向きの兆しがあるものの厳しい状況にあり、町内の小規模事業者は非常に厳しい経営環境にあります。町内の商工業者が経営合理化や事業の円滑化を図るため、北海道が行っております中小企業への融資等を受ける資金の保証料に対する助成を引き続き行ってまいります。また、経営指導や各種相談業務を行い、町内商工業者の健全育成にあたっている商工会に対する助成も継続して行ってまいります。北海道の積雪寒冷地域が有する特殊性

から冬季間に離職を余儀なくされる季節労働者の雇用の安定化と通年雇用の促進に向けて、平成19年8月に設立された北後志通年雇用促進支援事業協議会によります求人開拓と就職促進の取組を進めてまいります。企業進出は、町内経済の拡大や就労の場の創設、税収の増大など、町の振興に大きな効果をもたらします。仁木町企業立地促進条例に基づき、町有地等の有効活用も視野に入れ、企業誘致を進めてまいります。本町の果樹栽培農家が昭和40年代に始めた直売方式ともぎ取り農園による観光農業は、現在広く全道に普及し、果樹観光農園を主導する地位を占めております。昭和49年に設置した仁木町観光管理センターは、観光農業を営む農家の指導育成と果樹観光農家の組織化や観光農園と直売店の相互調整等、公の施設としての役割を担っております。しかし、社会環境の変化や町財政を取り巻く厳しい情勢下にあるため、果樹観光協会へ建物の無償譲渡ができないかを協議いたしました。実現に至っておりません。引き続き指定管理者制度による効率的な運営を図り、経費の節減に努めてまいります。建物の無償譲渡の協議につきましては、今後においても継続して行ってまいります。観光農業の拠点施設である「フルーツパークにき」は、平成13年7月のオープン以来、農業と観光振興を通じた地域経済活性化施設として重要な役割を担っており、今年度中に来場者数が100万人を突破することが予想されております。管理運営につきましては、指定管理者制度を継続し、民間の効率的な運営による経費の節減と利用者サービスの向上を図るとともに、中長期的な視点から施設のあり方を十分に検討・協議してまいります。町の2大イベントであります「さくらんぼフェスティバル」と「うまいもんじゃ祭り」に対する助成につきましては、引き続き実施してまいります。今年度につきましては、「うまいもんじゃ祭り」が第40回目の節目にあたるので、仁木町のイメージキャラクターの募集や選考に係る予算を含め、記念事業を行うための経費を助成してまいります。実行委員会を始め、関係者の皆様方にご理解とご協力をいただきながら効率的な実施に努めてまいります。また、観光PRなどの観光振興事業や観光協会に対する助成も継続して行ってまいります。スポーツ活動を通じた町民の健康増進と交流活動の場としての「ふれあい遊トピア公園」は、町民の皆様を始め多くの方々利用により賑わっております。民間の効率的な運営による経費の節減と利用者サービスの向上を図るため、引き続き指定管理者制度による効率的な運営を行ってまいります。北海道観光の人気の高い東アジア地域に対しましては、北しりべし定住自立圏による取り組みや国際交流団体等の協力を通じて、観光客の誘致に向け、観光協会と連携を図りながら取り組んでまいります。

協働～持続可能な行財政運営と協働のまちづくり～本町は、昭和39年11月1日に「大江村」を「仁木」に改称して町制を施行し、本年11月1日で50周年を迎えます。町制施行50周年を迎える節目の年に、町の発展のためにご尽力いただいた先人のご労苦をねぎらい、町民の皆様とともに祝い、更なる町政の発展を期するため、各種記念事業を実施いたします。本町が自主自立に向けたまちづくりを更に進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。また、急速な少子高齢化による人口減少が続いている中、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスの維持が困難な状況下にあることから、地方分権型社会に対応した広域行政を推進していくためにも、今後も周辺市町村との役割分担を明確にしながら相互の連携を強め、地域の特色や実情に応じた取組に努めてまいります。心豊かな地域社会を築くためには、地域におけるコミュニティの充実が不可欠であります。町内会を始め各種ボランティアグループとの連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを推進していくため、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会等への活動補助を継続してまいります。「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりが進む中、今後、町からの行政情報の発信が重要となります。町の広報紙やホームページの有効活用とまちづくり出前講座などによります広聴機能の充実を図り、行政

情報の共有化に努めてまいります。災害が発生し、町が保管する戸籍が滅失した場合においても重要な身分証明である戸籍を迅速に再製することを目的に昨年度着手いたしました戸籍総合システム導入委託業務(戸籍の電算化)につきましては、今年10月のシステム稼働に向け、引き続き作業を実施してまいります。

結び、以上平成26年度の町政執行に関する所信と主な施策について、申し述べました。国内外情勢が日々大きく変動する時代にあって、先行きが見えにくい状況ではありますが、このようなときにこそ、希望に満ちた未来への道筋を見出し、更なる仁木町の発展と町民の皆様の幸せを実現するため、職員とともに私はその先頭に立ち、全力で頑張っております。町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、執行方針といたします。以上で、仁木町町政執行方針を終了いたします。

○議長(山下敏二) 次に、平成26年度仁木町教育行政執行方針について発言を許します。

○教育長(角谷義幸) 議長。

○議長(山下敏二) 角谷教育長。

○教育長(角谷義幸) 平成26年第1回仁木町議会定例会の開会にあたり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様のご協力、関係各位の心温まるご支援によりまして、平成25年度の教育行政を円滑に進めてまいることができましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。すべての町民が「果実とやすらぎの里」の主人公として、お互いに関わり合いながら心豊かに学び続ける生涯学習環境の充実を図るとともに、未来を拓く子供たちを、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力しながら社会全体で育てていくことができる「協働」による教育行政を推進してまいります。平成26年度の教育行政の執行方針を策定するにあたり、国においては、教育委員会制度の見直しについて、種々議論されてはおりますが、町の最上位計画であります第5期仁木町総合計画に定める「学び～心豊かに学び育むまちづくり」及び仁木町教育目標の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」の2つの分野について、重点とその推進のための取組の方向と具体的な施策を定めました。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、学校教育について申し上げます。学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの可能性を引き出すことにあります。平成24年度から小・中学校完全実施となった学習指導要領の中でも、「生きる力」を育むという理念のもと、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成を目指す学校教育の推進が図られているところであります。本町の学校教育においても、円滑な学校運営を基盤としながら、防災教育も含めてすべての分野で一層の充実を図るため、6つの重点を定めました。重点の1つ目は「あいさつの励行」であります。「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」「ありがとう」といった『あいさつ』はコミュニケーションの基本であり、『あいさつ』を通して児童・生徒の公共心や社会性を醸成していくことは、極めて重要なものであると考えます。児童・生徒の自主的なあいさつへの取組を支援し、各学校での特色を生かした活動を促進してまいります。重点の2つ目は「確かな学力の向上」であります。変化が激しい時代の中で、子どもたちが自立して生きていくためには、主体的に学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能やそれらに活用する力を付けることが重要であります。教職員個々が学習指導要領の趣旨を十分に理解し、指導力を高め、児童生徒の学ぶ意欲と力を育て、その成果を目に見える形で示すことが大切であります。また、学校としての方針・具体的な取組とその成果等を積極的に保護者に説明し、理解を得るとともに、その授業内容の評価をすることも重要であります。毎年参加してい

る全国学力・学習状況調査の結果から基礎学力の定着は見られるものの、知識・技能の活用力が弱いなどの課題が伺えます。児童生徒数が少ない本町ならではのきめ細かな指導の充実や、生活科や総合学習における地域の人々との協働による学びの充実、家庭学習の習慣化、保育園、保育所、各小・中学校における連携を促進するための組織づくりなど、学ぶ喜びを拡充する取組を一層進めてまいります。更に、本年度新たに各小・中学校に実物投影機を導入し、ICT（情報推進技術）を活用した学習環境の充実を図るとともに、表現力や読解力の向上につながる「朝読書」の定着やALT（外国語指導助手）を活用した外国語教育並びに異文化学習の充実、夏休みや冬休み等の長期休業期間中や休日を活用した学ぶ意欲と自信を育てる補足的な学習等の取組を実施してまいります。また、本年度も引き続き、学力向上支援員を町独自の予算で配置し、複数の教職員が協力して授業を行うTT指導や習熟度別の学習を通して、学力の向上を図ってまいります。本町における特別支援教育は、年々充実してきておりますが、多様な教育的ニーズが高まっていることもまた事実であります。校内における子どもの発達状況を的確に把握し、個別の指導計画に基づく「個」に応じた教育を進めてまいります。近年重視されている普通学級における特別な支援を必要とする児童生徒への対応として、本年度も特別支援教育支援員の配置に努めてまいります。重点の3つ目は「豊かな心の育成」であります。豊かな心を育むためには、学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を一層充実させ、規範意識や倫理感を育て、様々な体験活動を通して思いやりのある心や生命を尊重する心、社会性を高めていくことが重要であります。そのため、各小・中学校における道徳の時間の充実を図るとともに、参観日などでの道徳の授業公開や、講師として地域人材を積極的に活用するとともに、文部科学省で作成配布する「私たちの道徳」の活用、自然体験やボランティア活動等を促進してまいります。また、音楽交歓会や学校における文化的諸行事を通して、豊かな心やコミュニケーション能力を高めていくよう、各小・中学校での工夫を促してまいります。更には、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校などの問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーの配置に努めてまいります。生徒指導につきましては、好ましい人間関係づくりを進めるとともに、児童生徒が主体的にいじめ根絶に向けた取組を促進することや、インターネットやフェイスブックの使い方等「情報モラル教育」について、共通で一貫した指導を関係機関、学校、保護者、校種間の連携により進めてまいります。重点の4つ目は「健やかな体の育成」であります。健康な心と体こそ、確かな学力の基礎であるとも言われております。銀山小学校及び銀山中学校では、北海道教育委員会が行っている「どさん子元気アップチャレンジ」に縄跳びの種目で参加し、子どもたちの体力向上を図っておりますが、更に多様な運動や競技会等への参加促進に努めるとともに、文部科学省実施の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から明らかになった運動・体力・健康の課題解決に向け、各小・中学校、スポーツ少年団等との連携を図ってまいります。各小・中学校で行われている武道（剣道）の授業につきましては、地域指導者の協力により進めてまいります。食に関する指導につきましては、仁木小学校に配置されている栄養教諭により、計画的・系統的な食の指導の充実が図られ、食育の成果が現れてきております。各小・中学校においては、保健計画に基づく食育の指導を充実させるとともに、家庭とも連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進を一体となって進めていくことが大切です。そのため、本年度も栄養教諭を中心に、自ら健康管理ができる力を育てていくよう食育の充実を図ってまいります。また、食べる楽しさを大切なことと考え、「果実の里」にふさわしい果物等の地場製品の活用と安全・安心で栄養豊かな給食の提供に引き続き努めてまいります。食中毒予防・感染症対策につきましては、平成23年に発生した道内での学校給食による食中毒を機に、食中毒防止のための衛生管理の徹

底や、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症予防対策の充実が重要課題となっていることから、積極的な情報収集と適切な情報提供に努め、学校・家庭等と連携した予防対策を進めてまいります。また、関係機関と連携した薬物乱用防止教育も進めてまいります。更に、「8020運動」に見られるように、健康な歯を守る意識の高まりから、平成25年度にはほけん課と連携し、検討を進めてまいりました各小・中学校におけるフッ化物洗口を本年度中に実施してまいります。重点の5つ目は「信頼される学校づくり」であります。これまでの本町における取組を更に進めるため、各小・中学校の学校評価及び保護者アンケートの調査等を実施し、信頼される学校作りに結びつくよう、結果や改善の方法等について保護者に対し、積極的な情報提供と説明責任を果たす取組の充実が図られるよう努めてまいります。平成25年度は、教職員の体罰問題や死亡交通事故により、教育公務員としての信頼を著しく失墜させた不祥事が相次ぎ、教職員の法令遵守意識と資質の向上は、喫緊の課題となっております。学校職員評価制度により、教職員による主体的な資質向上への取組の促進やモラルの確立、不祥事の未然防止の徹底等、今後一層、教育公務員としての法令遵守による信頼性の向上を図り、「託す安心の広がり」をつくり出すことを重点に取組を進めてまいります。居心地の良い学び舎づくりの推進につきましては、児童生徒が学び生活する学校は、安心して学べる環境、心のよりどころとして誇りを持てる学校でなければなりません。各小・中学校とも築20年以上経過していることから、本年度においても継続的な安全点検と計画的な営繕を実施してまいります。主なものといたしまして、仁木小学校校舎棟バルコニー防水改修、銀山小学校グランド遊具補修、仁木中学校部室棟天窓及び体育館暗幕等補修工事、銀山中学校オペレーター窓修繕等々を実施し、快適な学習環境への整備を図ってまいります。重点の6つ目は「安全・安心な学校・地域づくり」であります。全国的な防災意識の高まりから、各小・中学校における災害対応マニュアルの整備や地震を想定した避難訓練の実施等、引き続き防災教育の充実を図るとともに、危機対応能力を育てる指導、交通安全意識の高揚を図る指導・教育の充実にも努めてまいります。子どもの安全を保障する体制につきましては、これまで以上に、危機意識を共有し、学校と家庭、関係機関等と連携した指導体制の確立を進めるとともに、迅速な対応を図るため、学校と教育委員会、警察等の関係機関等との情報共有を図ってまいります。また、児童生徒の安全な登下校を保障していくためのスクールバス運行や「子ども110番協力の家」の依頼、公用車への防犯ステッカーの装着等、児童生徒を見守る体制づくりを継続してまいります。以上、学校教育の6つの重点と具体的な取組の方向について説明いたしました。

続きまして、生涯学習についてご説明申し上げます。生涯学習につきましては4つの重点を定めました。重点の1つ目は、「第7期仁木町社会教育中期計画2年次目の事業推進」であります。「読書習慣の定着」、「子どもの体験活動の充実」及び「活動参画機会の拡充」の3つを中心に取組を進めてまいります。「読書習慣の定着」につきましては、早い時期からの取組が必要であり、今年度も乳幼児健診の機会を活用して6か月児、1歳6か月児へ絵本2冊を贈呈し、親子読書の推進を図るブックスタート事業と地域の読書サークルと連携した絵本の読み聞かせ会を実施してまいります。「子どもの体験活動の充実」につきましては、平成25年度から小学生を対象にスタートさせた、子どもたちに1年を通して継続的に様々な体験をさせる「子ども体験塾」を引き続き実施するとともに、ALTを活用し、就学前の子どもたちを対象とした異文化体験教室を開催してまいります。また、仁木町女性のつどい、やすらぎ大学、地区学級及び地域の各種イベント等の活動を支援し、町民の皆様の「活動参画機会の拡充」を図ってまいります。重点の2つ目は「文化活動の推進」であります。地域に根ざした文化活動の推進を図るため、文化連盟や郷土芸能認定団体の活動支援を行うとともに、仁木みらい塾等の関係団体と協力して舞台芸術に触れる機会の拡充に努め

てまいります。また、町制施行50周年を記念し、札幌交響楽団による「ほくでんファミリーコンサート」などの演奏会の開催や仁木町文化祭をはじめとする各種事業に「町制施行50周年記念」の冠を付け、広く町民の皆様にご周知してまいります。文化財の保護・活用につきましては、引き続き町内の文化財の調査・保護活動を進め、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるとともに、郷土を愛する心を育むための学習教材として学校事業での活用を図り、文化財を理解し親しみ、保護していこうという意識の啓発に努めてまいります。重点の3つ目は、「スポーツ活動の推進・充実」であります。近年、子どもたちの体力・運動能力の低下や健康増進のためのスポーツが話題となっております。「町民皆スポーツ」を推進していくため、教育委員会ニュース等により、各種スポーツ団体やスポーツ少年団への加入促進、各種スポーツ大会情報等の提供、体育協会・スポーツ少年団・銀山総合型地域スポーツクラブ等の活動支援による各種事業の充実と、スポーツ指導者研修会の開催等、スポーツ活動への積極的な関与や参加機会の拡充に努めてまいります。また、各種スポーツ少年団の協力による少年スポーツ教室の開催等、スポーツ活動を通じた世代間の交流も図ってまいります。重点の4つ目は、「社会教育施設の有効利用」であります。本町の社会教育施設には、仁木町民センターや仁木町民センター図書室等の文化施設と仁木町山村開発センターや仁木町民スキー場等の体育施設があり、各施設とも町内外から多くの皆様にご利用いただいているところであります。仁木町民センターにつきましては、町民の交流の場であり、生涯学習の拠点施設として、また、管内的な集会施設として、適切な管理運営に努め、一層の利用拡大に努めてまいります。仁木町民センター図書室につきましては、引き続き計画的な図書の購入・蔵書の整理を進め、読書環境の整備を図り、子どもからお年寄りまで町民の皆様の「心やすらぐ空間」としての学習機能の充実を図るとともに、「行きたい」「読みたい」という欲求に応える町民図書室となるよう努めてまいります。また、より多くの町民の皆様にご利用いただけるよう、利用促進のための啓発と夜間開放を継続してまいります。仁木町山村開発センター及び仁木町民スキー場につきましては、指定管理者と連携し、スポーツ活動の中心的施設として多くの皆様にご利用いただけるよう適切な管理運営に努めてまいります。

以上、平成26年度仁木町教育行政執行方針について申し上げます。子どもからお年寄りまで、すべての町民の皆様が「果実とやすらぎの里」に生きる喜びを実感し、心豊かにそれぞれの場面での学びが保証され、信頼される教育行政を執行してまいります。町民の皆様の積極的な参画と町議会議員の皆様をはじめ、教育関係機関・団体の一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。平成26年度仁木町教育行政執行方針といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(山下敏二) 以上で、平成26年度仁木町町政執行方針、平成26年度仁木町教育行政執行方針を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 0時29分

再 開 午後 0時29分

○議長(山下敏二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下敏二) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。なお、次回の開催は、3月10日月曜日午前9時30分により開会しますので、出席願います。

本日のご審議、ご苦労様でした。

散 会 午後 0時30分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成26年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成26年3月7日～3月18日（12日間）

1日目 平成26年3月7日（金曜日）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後0時30分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）	H26.3.7	原案可決
議案第2号	平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	H26.3.7	原案可決
議案第3号	平成25年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	H26.3.7	原案可決